

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税 相続税 の追加免除申請書（特例措置）

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の7の5第14項第1号 第70条の7の6第15項第1号 第70条の7の8第17項において 準用する同法第70条の7の6第15項第1号 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る会社に関する事項

- ① 会社の名称 \_\_\_\_\_
- ② 会社の所在地 \_\_\_\_\_
- ③ 業務の内容 \_\_\_\_\_
- ④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時<sup>(注1)</sup>の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員<sup>(注2)</sup>であった者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。）<sup>(注3)</sup> \_\_\_\_\_

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。）の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）	円
イ 対価の額 <sup>(注4)</sup>	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） <sup>(注5)</sup>	円
ハ 剰余金の配当等の額 <sup>(注6)</sup>	円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） <sup>(注7)</sup>	円
イ 対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ／③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）	円

関与税理士	_____	電話番号	_____
-------	-------	------	-------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(裏)  
《記載要領等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）において、会社がその事業を継続している場合<sup>(※)</sup>に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

(注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が同法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が同法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

(注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

(注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。

(注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

(注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして同法第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

3 添付書類

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における同法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する同令第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表

(2) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が同法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの